

令和3年度川崎臨海部ブランディング推進業務委託 仕様書（案）

1 目 的

川崎臨海部は川崎市域の約2割を占め、約2,400の事業所が立地し約63,000人もの従業者が働く、本市の「力強い産業都市づくり」の中心的な役割を担う重要なエリアである。

しかし、立地企業と市民の接点が少ないため、豊かな市民生活を支える企業活動や製品・サービスが知られていないという課題を抱えている。

川崎臨海部のさらなる活性化に向けては、優れたものづくり技術や先端的な研究開発など川崎臨海部における企業活動や、川崎臨海部の持つ特徴・強みを広く発信することで、企業が産業活動拠点として選ぶとともに、市民や就業者は誇りに思うような、新しい川崎臨海部のブランドイメージを確立させる必要がある。

そこで、令和2（2020）年3月に策定した「川崎臨海部のブランディングを戦略的に進めるための基本的な考え方」に基づき、川崎臨海部が「産業と環境の好循環により社会を支える新しい価値を生み出すエリア」として、地域全体の価値が向上することで持続的な発展につなげることを目的として、川崎臨海部の特徴や強みを活かした戦略的なブランディングを進めるにあたり、以下の業務を委託するものとする。

2 業務内容

(1) エリアプロモーションを進めるための企画立案・事業展開支援

ア 統一的なエリアメッセージの発信支援

川崎臨海部のブランディングを戦略的に進めるため、プロモーションに係る専門的な知見を活用し以下の業務を行うこと。

(ア) 川崎臨海部の持続的な発展には、川崎臨海部の持つ地域資源を発掘・発信しながら、新しい川崎臨海部のブランドイメージを確立し、エリア全体の価値を高めることが重要であることから、川崎臨海部のブランディングが今後目指すべき方向性を明確にすることを目的として令和2年度に定めたPRコンセプトに基づき、統一的なエリアメッセージの発信を支援すること。具体的には、ターゲットに定めた市民や企業・社会人、次世代を担う子どもたちに対し、川崎臨海部の魅力を継続的・効果的に発信するための支援を行うこと。

(イ) エリアメッセージの発信支援にあたっては、現状の把握、課題の分析、目標の設定、取組の企画立案と実施、取組後の効果検証を行うこと。また毎月1回以上の定例会議開催を含め、随時コンサルティングを行うこと。

イ ショールーム機能の導入を見据えたPRイベントの企画立案・運営補助

平成30（2018）年3月に策定した「臨海部ビジョン」のリーディングプロジェクト「企業活動見える化プロジェクト」における取組内容の一つ「企業活動を伝える仕組み（ショールーム機能）の検討・推進」に向け、新しい川崎臨海部のブランドイメージを確立するため、主に市民を対象としたPRイベントを開催するにあたり、本市の行う企画立案に対して助言するとともに、イベント当日の運営を補助すること。なお、イベント開催に際しては新型コロナウイルスの感染状況等を鑑み適切に助言・運営補助を行うこと。

(2) メディアプロモーションを進めるための企画立案・事業展開支援

ア 各種メディア等への広報活動

広報資料、ニュースリリース等の作成を支援し、各種メディアへの広報活動を行うこと。

- (ア) 情報提供先となるメディアリストの作成及びメンテナンス
- (イ) 広報活動に必要な各種実費負担
- (ウ) プレスリリース配信サービスを活用したメディアへの配信（年2回程度）

イ 川崎臨海部に関する報道状況等の確認（クリッピング、広告換算費の算出）

2(2)ア(ウ)の「プレスリリース配信サービスを活用したメディアへの配信」に限らず、川崎臨海部に関する報道状況等について、次の媒体をクリッピングし、広告換算費の算出を行うこと。ただし、(ウ)及び(エ)は本市から依頼もしくは情報提供した都度行うものとする。なお、「川崎市総合計画」第2期実施計画において、川崎臨海部の話題のメディアへの露出に係る令和3年度広告換算金額の目標値を2億6千万円としている点と、令和元年度は新聞・雑誌、WEB、テレビ合計で750件程度のクリッピングを行った点を参考にすること。

- (ア) 新聞記事（少なくとも読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、日本経済新聞、産経新聞、東京新聞、神奈川新聞、日経産業新聞、日刊工業新聞、化学工業日報は確認すること）
- (イ) WEB掲載記事
- (ウ) TV・ラジオ放映
- (エ) その他の記事

ウ ニュースレターの発行

川崎臨海部の魅力を伝えるためのニュースレターを年2回発行し、メディアに配信すること。

- (ア) A4判・年間合計12ページ程度の記事の作成（各回のページ数については本市との協議により決定するものとし、印刷時はフルカラーでA3判・両面印刷のうえ二つ折りすることを想定して作成すること）
- (イ) プレスリリース配信サービスを活用したメディアへの配信（(2)ア(ウ)で指定した年2回程度の中で対応するものとする）
- (ウ) 成果物の提出（PDFデータ・イラストレータデータ及び取材時に撮影した写真データ）
- (エ) 上記の実施に必要な業務（記事作成に係る企画提案、取材、編集、デザイン、校正3回以上等）

(3) 報告書の作成

契約期間内に実施した業務を報告書にまとめ、契約期間終了時に冊子（A4印刷製本）で1部、電子データで1部提出すること。

3 履行場所

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部 ほか

4 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

5 留意すべき事項

- (1) 本業務に必要な機器、消耗品等に係る経費は受託者の負担によるものとする。
- (2) 本業務に基づいて作成された成果品は、すべて本市に帰属するものとする。
- (3) 本業務の実施にあたり、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、本市と速やかに協議しその指示に従うものとする。
- (4) 成果物の引き渡し後に不良箇所が発見された場合は、委託者の指示により補足修正を行う。なお、これに係る経費は受託者の負担によるものとする。